

受理年月日	平成 26 年 9 月 12 日	付託年月日	平成 26 年 9 月 16 日	所管委員会	第 2 委員会
番 号	26 年 請 願 第 24 号				
件 名	保育・子育て支援施策の充実について				
請 願 者	中央区大名一丁目 10-25-506 福岡市保育団体連絡会 代表 田中 歩 外 2,410 人 13,835 人 (27.2.5) 17,701 人 (27.2.27)				
紹介議員	荒木、高田、池田、落石、中山、熊谷、綿貫、星野、宮本				
分割付託	なし				
要 旨	<p>2015 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、これまでの保育・子育ての仕組みは大きく変わるものと思われます。</p> <p>しかし、この新しい制度は、国及び市町村が、子どもの健やかな成長発達に責任を持って対応すべき点が不透明な仕組みになっています。制度を変えることによって全ての子どもの発達の権利がなおざりにされることがあってはなりません。</p> <p>また、保護者にとっても、安心して子どもを託す仕組みになっているかどうか、不安な部分が多くありません。さらに戦後最大の制度変更であるにもかかわらず、当事者に十分に周知されているかどうか疑問です。消費税頼みの財源の確保もはっきりされていません。2015 年度からのスタートだけが決まっており、拙速過ぎるというのが多くの声です。</p> <p>しかし、新制度の実施主体は市町村です。私たちは、本市条例策定と事業計画策定に当たっては、子どもの発達の権利を最重要課題に据えてもらいたいと願っています。特に、待機児童問題、保育士不足の根本原因である処遇改善問題を初めとするこれまでの本市の保育行政の課題を善処する方向で、条例策定及び事業計画策定に当たってください。</p> <p>また新制度切りかえを機会に、これまでになかった本市における保育事業に企業参入が進むのではという危機感があります。「企業」だからいけないのではなく、保育・子育て事業においては、子どもの権利を最優先し、職員が働きがいを持って仕事に励むことができる労働条件確保が重要であり、企業の営利活動はなじまないのです。</p> <p>本来の児童福祉法の精神や、子どもの権利条約の理念に立ち返り、「すべての子どもの健やかな育ち」の保障と、安心して保育・子育てができる制度の実現を求めます。</p> <p>よって、2015 年度からスタートとされる「子ども・子育て支援新制度」における本市保育・子育て施策について、以下のことを踏まえ、条例及び事業計画策定に当たるようお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不足している認可保育所設置を急ぐこと。 毎年保育所に入れない子どもが 1,000 人を超える実態があります。事業計画では、児童福祉法第 24 条第 1 項に基づく保育所設置が急務です。 2. 全ての子どもの発達の権利保障のため、児童福祉法第 24 条第 2 項の施設・事業（保育所以外）においても、本市の責任で、格差がない施設条件づくり、運営を実施すること。 3. 制度が変わっても、全ての施設事業において豊かな食育のもとでの給食を目指し、下記のとおり充実すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 3 歳以上児の主食を含めた完全給食を実施し、食育を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育む土台づくりに努めること。 (2) 現在の自園方式での給食を継続し、外部搬入・外部委託を導入しないこと。 4. 予算を大幅にふやすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) これまでの本市独自施策を一層充実させながら、保護者の負担軽減を図ること。 (2) 障がいのある子の保育所入所を保障し、また保育充実のための予算を増額すること。 (3) 保育所、幼稚園、放課後児童育成事業職員の処遇を専門職にふさわしく改善すること。 (4) 保育が必要な全ての子どもに、11 時間の保育が保障できるよう予算措置をすること。 				
審 査	平成 年 月 日	結 果	委員会		
年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		

平成 26 年 9 月 12 日

福岡市の保育・子育て支援施策の充実を求める請願

○ 福岡市議会議長

森 英鷹様

○ 請願者

〒810-0041

福岡市中央区大名 1 丁目 10-25-506

(TEL

福岡市保育団体連絡会代表 田中 歩

他

2410 人

2014年 月

福岡市の保育・子育て支援施策の充実を求める請願

福岡市議会議長 殿

〈請願主旨〉

2015年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、これまでの保育・子育てのしくみは大きく変わるものと思われま

す。しかし、この新しい制度は、国及び市町村が、子どもの健やかな成長発達に責任をもって対応すべき点が不透明なしくみになっています。制度を変えることによってすべての子どもの発達の権利がなおざりにされることがあってはなりません。

また、保護者にとっても、安心して子どもを託すしくみになっているかどうか、不安な部分が少なくありません。さらに戦後最大の制度変更であるにもかかわらず、当事者に十分に周知されているかどうかも疑問です。消費税だのみの財源の確保もはっきりされていません。2015年度からのスタートだけが決まっており、拙速すぎるというのが多くの声です。

しかし、新制度の実施主体は市町村です。

私たちは、福岡市条例策定と事業計画策定にあたっては、子どもの発達の権利を最重要課題にすえていただきたいと願っています。

特に、待機児童問題、保育士不足の根本原因である処遇改善問題をはじめとするこれまでの福岡市の保育行政の課題を善処する方向で、条例制定、及び事業計画策定にあたってくださ

い。また新制度切り替えを機会に、これまでになかった福岡市における保育事業に企業参入がすすむのではという危機感があります。「企業」だからいけないのではなく、保育・子育て事業においては、子どもの権利を最優先し、職員が働きがいをもって仕事に励むことができる労働条件確保が重要であり、企業の営利活動はなじまないのです。

本来の児童福祉法の精神や、子どもの権利条約の理念に立ち返り、「すべての子どもの健やかな育ち」の保障と、安心して保育・子育てができる制度の実現を求めて、以下について請願いたします。

請願団体

福岡市保育団体連絡会

福岡市中央区大名1丁目10-25-506 (Tel. 092-781-1995)

